

素材についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う素材の検査方法を規定する。

2 検査の方法

素材についての検査は、各個に行う。

制定等の履歴

全部改正 平成19年11月15日農林水産省告示第1416号
一部改正 平成25年12月20日農林水産省告示第3085号
改 正 平成27年3月9日農林水産省告示第512号
最終改正 令和4年4月15日農林水産省告示第779号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年4月15日農林水産省告示第779号
令和4年5月15日から施行する。